

議案第10号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例等の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 2月18日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例等の一部を
改正する条例

(災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部改正)

第1条 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和41年葛飾区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(葛飾区障害者福祉センター条例の一部改正)

第2条 葛飾区障害者福祉センター条例（平成16年葛飾区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改め、同表4の項中「第5条第26項」を「第5条第25項」に改め、同表5の項中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例の一部改正)

第3条 葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例（平成23年葛飾区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。